

第7回久留米市景観審議会 議事録

1. 日 時 平成29年12月12日(火) 14:00～14:45

2. 場 所 久留米市役所13階 1301会議室

3. 出席者

(委 員) 4名

萩島 哲(会長)、大森 洋子、柴田 久、森山 秀子

(事務局：都市計画課) 4名

新開課長、岡部課長補佐、眞武、福山

4. 欠席者 3名 (山下 三平、本間 美奈子、中村 仁美)

5. 傍聴人 0名

6. 諮問事項

諮問第6号 久留米景観計画の変更(田主丸地区、城島地区の地域区の変更)について

7. 報告事項

耳納連山における風力発電設備の計画について

8. 資料

審議会資料、久留米市景観計画、景観法令集

第7回久留米市景観審議会 議事要旨

	<p>○開会</p> <p>○会長挨拶</p> <p>○出席状況、本審議会成立の報告（委員7名中4名の出席により2分の1以上の定数を満たす）</p> <p>○傍聴希望者の状況報告（傍聴希望者なし）</p> <p>○諮問事項</p> <p>■諮問第6号「久留米市景観計画の変更（田主丸地区、城島地区の地域区分の変更）について」 資料に基づき事務局より説明</p> <p>■諮問事項に対する意見、質疑・応答</p>
A委員	<p>景観形成基準について、JR久大本線からの耳納連山の眺望に関する基準については、周辺市街地地域になったとしても耳納連山が観えるというのはこの地域の景観上の特徴なので、この高さのルールについては残した方が良く考える。</p>
事務局	<p>案では、高さの景観形成基準については無くすことで提示をしているが、ご意見を尊重したうえで、景観計画の変更をしたいと考えている。</p>
A委員	<p>市街地化が進むとJR久大本線からの眺望が阻害されることを懸念する。</p>
B委員	<p>どのような経緯で用途地域の指定に至ったのか。また、市街地化と耳納連山の眺望に対する配慮というのは対立するものではなく、うまく融合できるものではないのか？</p>
事務局	<p>用途地域の指定の経緯について、久留米市は平成17年に1市4町で合併したが、複数の都市計画の制度が存在しており、一体的な都市計画を進める中、都市計画マスタープランに基づき全市域を都市計画区域に指定し、各地域の拠点には用途地域の指定を進めているところである。</p> <p>用途地域と景観の融合については、同じく耳納連山が眺望できる善導寺地区などは周辺市街地地域としていること等との整合性を踏まえて、田主丸地区でも同じように用途地域を指定し、都市的な土地利用を図っていくなれば周辺市街地地域のルールを適用するべきと考え、今回の案を諮問している。しかし今まで高さのルールを適用していた地域であり、用途地域の指定と景観との融合は可能であることから、十分配慮して見直しを進めたい。</p>
議長	<p>委員の意見をまとめると、「田主丸地区についてはJR久大本線から耳納連山の眺望についてのルールは必要である」と答申したい。よろしいか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>諮問第6号「久留米市景観計画の変更（田主丸地区、城島地区の地域区分の変更）について」は、「田主丸地区については JR 久大本線から耳納連山の眺望についてのルールは必要である」と答申する。</p> <p>■報告事項</p> <ul style="list-style-type: none">・耳納連山における風力発電設備について <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画見直しに伴う久留米市屋外広告物条例の地域区分の変更について <p>○閉会</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
----	--